

平成29年4月28日裁決

主文

本件再審査請求を棄却する。

理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、後記第2の4記載の原処分を取り消し、配偶者を対象とする加給年金額の加算を求めるというものである。

第2 再審査請求の経過

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日(受付)、後記第3の2に定める障害者特例を適用する、厚生年金保険法(以下「厚年法」という。)附則第8条の規定による老齢厚生年金(いわゆる特別支給の老齢厚生年金。以下「特老厚年金」という。)の裁定を請求した。
- 2 請求人は、平成〇年〇月〇日(受付)、厚生労働大臣に対し、加給年金額の対象者として、配偶者「A」と記載した「老齢厚生年金・退職共済年金加給年金額加算開始事由該当届」を提出した。
- 3 厚生労働大臣は、平成〇年〇月〇日付で、請求人に対し、受給権発生日を平成〇年〇月〇日として、後記第3の2に定める障害者特例を適用する特老厚年金を裁定した。
- 4 厚生労働大臣は、平成〇年〇月〇日付で、「あなたからA様を加給年金額対象者として「老齢厚生年金・退職共済年金加給年金額加算開始事由該当届」の提出がありました。老齢厚生年金の受給権を取得した当時(昭和16年4月2日以後に生まれた男子および昭和21年4月2日以後に生まれた女子で、特別支給の老齢厚生年金の受給権を有する方にあつては、定額部分の支給を受けることができることとなった当時)、戸籍上の配偶者との婚姻関係が形骸化していたとは認められないため、当該者は加給年金額対

象者とされませんので通知します。」として、「A」を後記第3の1に定める加給年金額対象者とする加給年金額を加算しない旨の処分(以下「原処分」という。)をした。

- 5 請求人は、原処分を不服として、〇〇厚生局社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。その不服とする理由は、本裁決書添付別紙に記載のとおりである。

第3 問題点

- 1 厚年法第44条第1項では、老齢厚生年金(特老厚年金を含む。以下同じ。)の額は、その年金額の計算の基礎となる被保険者期間が240月以上である者に限り、受給権者がその権利を取得した当時、また、当該権利を取得した当時は被保険者期間が240月未満であったが、その後240月以上となった場合は、240月以上となるに至った当時、その者によって生計を維持していたその者の65歳未満の配偶者がいるときに、厚年法第43条に定める額に加給年金額を加算した額とすることとされている(以下、加給年金額の対象となる配偶者を「加給年金額対象者」という。)。そして、配偶者には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情(以下「内縁関係」という。)にある者を含むが、戸籍上届出のある婚姻関係にある者が重ねて他の者と内縁関係(以下「重婚的内縁関係」という。)にある場合については、婚姻の成立が戸籍上の届出により法律上の効力を生ずることとされていることから、この届出による婚姻関係を優先すべきことは当然であつて、当該内縁関係にある者は、戸籍上届出のある婚姻関係がその実体を全く失ったものとなっているときに限り、加給年金額対象者に当たるものとして認定するとされ、また、受給権者によって生計を維持していたその者の配偶者とは、当該受給権者と生計を同じくしていた者であつて年額850万円以上の収入又は年額655万5000円以上の所得を将来にわたって有すると認

められる者以外のものとされている（厚年法第3条第2項及び第44条第1項、第5項、同法附則第8条、厚年法施行令第3条の5並びに「生計維持関係等の認定基準及び認定の取扱いについて」平成23年3月23日年発0323第1号厚生労働省年金局長通知（以下「本件通知」という。））。

- 2 そして、厚年法附則第9条の規定により、特老厚年金の額については、上記厚年法第44条の規定は適用しないとされているところ、厚年法附則第9条の2第1項によれば、特老厚年金の受給権者が、被保険者でなく、かつ、傷病により障害等級に該当する程度の障害等級にあるときは、その者は、老齢厚生年金の計算に係る特例（以下「障害者特例」という。）の適用を請求することができることとされている。そして、障害者特例の請求があったときは、同条第2項の規定による計算（以下「定額部分加算」という。）をするものとされ、当該請求があった月の翌月から、年金の額を改定するとされ、特老厚年金について障害者特例を適用する場合においては、上記1に示した厚年法第44条の規定を準用するとされ、その場合において、上記1の「受給権者がその権利を取得した当時、また、当該権利を取得した当時」は、「受給権者から厚年法附則第9条の2第1項の請求があった当時、また、当該請求があった当時」と読み替えることとされている（厚年法附則第9条の2第2項及び第3項）。したがって、本件の場合、特老厚年金について障害者特例の適用に係る請求があった時が加給年金額加算の判定時期となるところ、請求人は、障害者特例の適用に係る請求を平成○年○月○日にしているのであるから、同日がその判定時期（以下「本件基準時」という。）となる。
- 3 本件の場合、上記第2の4記載の理由により、後記第4の1の(1)に定めるAを加給年金額対象者と認めなかった原処分に対し、請求人は、別紙記載のとおり主張しているのであるから、本件の問題

点は、請求人の戸籍上届出のある婚姻関係が、本件基準時において、その実体を全く失い、その状態が固定化していると認めることができないかどうかということであり、それが認められるときは、本件基準時において、Aを、請求人によって生計を維持していた内縁関係にある者と認めることができるかどうかということである。

第4 事実の認定及び判断

- 1 本件記録及び本件手続の全趣旨によれば、次の各事実を認定することができる。（略）
- 2 以上の認定事実に基づいて、検討し判断する。
 - (1) 保険者は、戸籍上の夫婦でない者を内縁関係（厚年法第3条第2項にいう事実上婚姻関係と同様の事情）にあった者とする認定、加給年金額対象者に係る生計維持関係の認定等の取扱いについて、本件通知を定めており、届出による婚姻関係にある者が重婚的内縁関係にある場合の取扱いについては、婚姻の成立が届出により法律上の効力を生ずることとされていることからして、届出による婚姻関係を優先すべきことは当然であり、したがって、届出による婚姻関係がその実体を全く失ったものとなっているときに限り、内縁関係にある者を事実婚姻関係にある者として認定するものとし、「届出による婚姻関係がその実体を全く失ったものとなっているとき」には、次のいずれかに該当する場合等が該当するものとして、取り扱うこととしている。
 - ア 当事者が離婚の合意に基づいて夫婦としての共同生活を廃止していると認められるが戸籍上離婚の届出をしていないとき
 - イ 一方の悪意の遺棄によって夫婦としての共同生活が行われていない場合であって、その状態が長期間（おおむね10年程度以上）継続し、当事者双方の生活関係がそのまま固定していると認められるとき

また、「夫婦としての共同生活の状態にない」とい得るためには、次に掲げるすべての要件に該当することを要するものとしている。

ウ 当事者が住居を異にすること。

エ 当事者間に経済的な依存関係が反復して存在していないこと。

オ 当事者間の意思の疎通をあらゆる音信又は訪問等の事実が反復して存在していないこと。

遺族厚生年金について、重婚の内縁関係が存在する場合に、死亡した者と内縁関係にあった者は、その者が死亡した者によって生計を維持していた事実のほか、法律上の婚姻関係がその実体を失って形骸化し、かつ、その状態が固定化している場合に限って、遺族厚生年金を受給することができる配偶者に当たるものと解されている（最高裁判所昭和58年4月14日第一小法廷判決・民集第37巻3号270頁参照）ことから、上記のような基準は、一般的・基本的なものとして、相当と解されるので、これに照らして、上記1で認定した各事実及び本件手続の全趣旨を総合して検討すると、本件の場合、請求人とBとの間の戸籍上届出のある婚姻関係は、本件基準時において、その実体を全く失い、その状態が固定化しているとは、認められないとするのが相当である。

(2) すなわち、上記1の(5)及び(7)によれば、請求人は、Bが、家を出て行った後、「職場に離婚届を持って来てCが署名、押印しBが提出するとの事で渡しました。その時点で離婚が成立したと思っていました。」と主張するのであるが、その時の離婚届は提出されないままとなっているし、その後も、請求人が、離婚届をBに送付しても、Bからの返事はなく、平成〇年〇月〇日の時点において、請求人は、「家庭裁判所で離婚調停の書類をもらってきて離婚に向けての準備を進めている所です」としている。そして、上記1

の(8)によれば、Bは、請求人と離婚する意思はないと主張しているのであるから、請求人とBは、本件基準時（同年〇月〇日）において、上記(1)のAの「当事者が離婚の合意に基づいて夫婦としての共同生活を廃止していると認められるが戸籍上離婚の届出をしていないとき」に該当すると認めるに足る状態であったとまではいえないとするのが相当である。

次に、請求人とBが、本件基準時において、上記(1)のイに該当しているかどうかについて検討してみるに、上記1の(2)及び(4)ないし(8)によれば、請求人とBの住民票上の住所は、請求人が平成〇年〇月〇日に〇〇市宅に転入するまでは、Bと同じ〇〇市宅であったことが認められるものの、請求人は平成〇年春ころからBと別居状態となったと主張し、Bも同年〇月から請求人と別居状態となったことを認めているのであるから、少なくとも、Bが別居状態を認めている同年5月から、請求人とBは、別居状態となったと認めるのが相当であり、〇〇市宅をあて名人住所とする平成〇年〇月〇日消印の本件封筒及び平成〇年〇月〇日消印の本件はがきの存在を考え合わせると、請求人とAは、少なくとも、本件封筒の消印の日付である平成〇年〇月〇日ころから、〇〇市宅で同居していたと認めるのが相当である。また、請求人とBが別居後、本件基準時までの間における、請求人からBに対する経済的援助については、Bは、生活費の援助及び冠婚葬祭の費用として、年に1回ないし2回、〇万円ないし〇万円を請求人から受領していたというのであるが、それを確認するに足る客観的資料はない上に、Bの主張を認めたとしても最大年間〇万円（〇万円×2回）という金額は、経済的援助として認めるには少額であると認められ、冠婚葬祭の費用も含まれているというのであり（上記1の(8)）、しかも、上

記1の(9)のケによれば、Bは、請求人との間に婚姻費用に係る取決めはなく、請求人から婚姻費用の支払を受けていないとして、平成〇年〇月〇日に、請求人を相手方として婚姻費用分担請求に係る調停を〇〇家庭裁判所〇〇支部に申し立てているのであるから、別居後、本件基準時までの間に、請求人とBとの間に反復した経済的依存関係は存していなかったと認めるのが相当である。そして、請求人とBが別居後、本件基準時までの間における、請求人とBとの間の音信関係については、請求人は、Bからの娘の結婚や孫の誕生に係る連絡、請求人からBに離婚を求める連絡などいずれも一方通行のものが存在したとするものの、夫婦としての意思の疎通をあらわす音信があった旨の主張しておらず(上記1の(5)及び(7))、Bも、1回につき〇分ないし〇時間のものが、代理人による訪問を含めて年4回ないし5回、訪問、手紙、電話などによりあったと主張するものの(上記1の(8))、内容について具体的な主張は認められず、病院関係資料に、BではなくDが署名していることを考え合わせると、別居後、本件基準時までの間において、請求人とBとの間に、意思の疎通をあらわす音信又は訪問が反復して存在していたとはいえないと認めるのが相当である。そうすると、請求人とBは、「夫婦としての共同生活の状態にない」とい得るための上記(1)のウないしオのすべての要件に該当し、夫婦としての共同生活の状態にない状態であると認められるのであるが、そうした状態が開始したのは、早くても、平成〇年〇月ころと認められるところ、本件基準時においては、そうした状態の継続期間は、いまだ〇年〇か月にも満たないし、請求人が、Bと離婚するために、訴訟の提起や調停の申立てをした事実も認められず、Bとの関係の回復の見込みが全くなくなるとはいえないとする

のが相当であるから、上記(1)のイの「その状態が長期間(おおむね10年程度以上)継続し、当事者双方の生活関係がそのまま固定している」状態に至っているとまではいえないというべきである。

- (3) 以上によれば、上記(1)のア及びイのいずれにも該当しないのであるから、請求人の戸籍上届出のある婚姻関係が、本件基準時において、その実体を全く失い、その状態が固定化しているとは認められず、Aが請求人によって生計を維持していた内縁関係にある者であるかどうかを検討するまでもなく、戸籍上の配偶者との婚姻関係が形骸化していたとは認められないとして、Aを加給年金額対象者とする加給年金額を加算しないとした原処分は、適法かつ妥当と認められ、原処分を取り消すことはできず、請求人の再審査請求は、理由がないから棄却すべきである。

以上の理由によって、主文のとおり裁決する。